

旅行業者営業保証金の取戻しについて

1 旅行業者営業保証金取戻しを行うことができる場合で、公告が必要なとき

- (1) 変更登録を受けたとき【旅行業法第9条第7項】
- (2) 登録の抹消があったとき【旅行業法第20条第3項】
- (3) 旅行業協会の保証社員となったとき

2 旅行業者営業保証金取戻しの流れ【旅行業者営業保証金規則第9条及び第10条】

(1)	営業保証金の取戻しをしようとする者
	<p><u>官報</u>に「<u>旅行業者営業保証金取戻し公告</u>」を掲載</p> <p>公告内容に誤りがあると、訂正公告又は再公告が必要になりますので、注意してください。(公告のたびに費用がかかります。)</p> <p>なお、掲載方法については、千葉県官報販売所(043-222-7635)または、全国官報販売協同組合(03-6737-1507)にお問い合わせください。</p> <p>また、掲載内容に御不明な点がある場合には、県担当課(観光企画課)まで御相談ください。</p>
(2)	営業保証金の取戻しをしようとする者 ⇒ 千葉県知事(県担当課)
	公告後速やかに、 <u>旅行業者営業保証金取戻し公告届出書</u> に公告が掲載された <u>官報の写し</u> を添付して提出(郵送可)
(3)	営業保証金の取戻しをしようとする者 ⇒ 千葉県知事(県担当課)
	(2)の公告掲載の翌日から起算して6か月の経過後に(この期間内に千葉県知事に対して、旅行業法第17条第1項の権利を有する者から、その債権に係る申出書の提出がないとき、又は営業保証金の額がその申出に係る配当額の総額を超えるときは)、 <u>旅行業者営業保証金取戻しに関する証明書交付願</u> いに <u>供託書の写し</u> を添付して提出(郵送可)
(4)	千葉県知事 ⇒ 営業保証金の取戻しをしようとする者
	<u>証明書</u> を交付
(5)	営業保証金の取戻しをしようとする者 ⇒ 供託所
	<u>供託物払渡請求書</u> に(4)の <u>証明書その他の書類</u> を添付して提出 (県発行の証明書、供託書正本、登記事項証明書、供託書に押印した印章、印鑑証明書等が必要ですが、詳細は供託所にお問い合わせください。)
(6)	供託所 ⇒ 営業保証金の取戻しをしようとする者
	供託物の払渡し(営業保証金の還付)